朴委員からの質問及び回答①

資料１－３－１

|  |
| --- |
| [施策名]  外国人女性に関する施策  [上記資料のページ番号]  　　－ |
| [質問内容]  「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」に続き、「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」にも基本理念として「国際社会における取組みへの配慮」が掲げられ、基本方針の一つとして「多文化共生をめざす男女共同参画の推進」の文言があることを評価したい。  2016年2月に開催された女性差別撤廃委員会の日本政府報告審査の総括所見で、在日コリアンをはじめとするマイノリティ女性の人権状況に関する勧告が複数にわたり出されましたが、大阪府における在日コリアンや移住女性など外国人女性に関する施策で、多言語情報サービスや外国語による相談以外の具体的な施策を教えてください。 |
| [回答]  ○　平成１４年４月に施行した「大阪府男女共同参画推進条例」では、基本理念の一つとして、「男女共同参画社会の推進は、国際社会における取組を考慮して行わなければならない」と規定されています。（同条例第３条５号）。  ○　この「大阪府男女共同参画推進条例」に基づき、策定された「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」では、「３　全ての世代における男女共同参画意識の醸成」の中で「（４）多文化共生の視点を踏まえた男女共同参画の推進」を基本方針に掲げ、女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種条約などについて、幅広く府民に理解を深める為の情報提供等を行うことや、多言語で府政に関する相談対応や情報提供を行うこととしています。  ○　基本方針（４）は情報提供や相談対応などの取組が主なものとなっており、具体的には、  ・在住外国人に対し、多様な言語で府政等に関する情報提供や相談対応を行う、外国人情報コーナー事業  ・女性に関する情報収集や情報提供を行う、ドーンセンター情報ライブラリー事業  を行っているところです。 |